

令和3年度第5回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和3年8月10日（火）
招 集 場 所	米子市役所4階401会議室
開 会	午後1時30分
出席農業委員	1 番 生田誠二委員 2 番 泉新一委員 3 番 井田時夫委員 4 番 岩佐清志委員 5 番 大太勇三委員 6 番 大縄敬次委員 9 番 角力委員 10 番 関本五郎委員 12 番 竹中誠一委員 13 番 田子博康委員 14 番 田中豊委員 15 番 田邊雄一委員 17 番 中本公平委員 18 番 船越真委員 19 番 矢倉篤實委員
欠席農業委員	7 番 公本英夫委員 8 番 小西淳一委員 11 番 高橋敦美委員 16 番 富田行博委員
出席推進委員	廣東宣明委員 影嶋六郎委員 能登路幸輝委員 森中喜輝委員 大田正夫委員 山中春夫委員 三島通政委員 小林秀美委員 小林正美委員 田口正廣委員 足立康雄委員 西村茂春委員 松本裕三委員 本池実委員 米澤美憲委員 福島公明委員 田中英省委員 長澤誠委員
事 務 局	宅和事務局長 日浦事務局長補佐 妹尾係長 石岡主任 石田主任
傍 聴 人	無し
日 程	1 会長あいさつ 2 議事録署名委員の指名 3 議事 (1) 農地法各条申請審議等 ア 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について イ 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について ウ 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について エ 第4号 農地法第30条に基づく利用状況調査に係る非農地の認定について オ 第5条 米子市農用地利用集積計画の決定について

- カ 第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律（昭和25年法律第101号）に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について
- キ 第7号 米子市農業委員会規則の一部改正について

5 報告事項

- （1）農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について
- （2）農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- （3）農地法第18条第6項の規程による通知書の受理について
- （4）非農地現況証明について
- （5）農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- （6）農地転用現況確認書の交付について
- （7）公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- （8）その他

議事開始 午後1時30分

議長（田邊会長）

第5回農業委員会総会を開きます。

議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、議席番号19番の矢倉委員と議席番号1番の生田委員にお願いしたいと思います。

本日の欠席は公本委員、小西委員、高橋委員、富田委員です。

事務局（宅和事務局長）

5条申請の取り下げがありましたので議案の削除をお願いします。10ページ48番の尾高の案件が取り下げられました。

議長（田邊会長）

それでは、審議に入ります。3ページ議案第1号をお願いします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。それでは、4ページ番号31の両三柳から番号35の八幡について一括して審議します。事務局から一括して説明してください。

事務局（妹尾係長）

3条許可案件について説明します。スクリーンをご覧ください。番号31番及び32番両三柳の贈与及び賃貸借権設定について説明します。申請地は、博愛病院の東に位置します田1筆、1333平方メートルの農地の贈与及び田950平方メートルの農地の賃貸借権設定です。親族間で受人宅の隣接農地の贈与と近くの田の一部をこの度合意され、権利を取得しようとするものです。取得後の経営面積は28ア

ールです。

番号３３番の浦津について説明します。地役権の設定は令和２年２月総会以来の案件となります。地役権の設定により負担を受ける土地を承役地といい、便益を受ける土地を要役地といいます。今回は浦津〇〇番の地下部分に排水管を敷設して承役地とし、利用するということになります。一般的に多い事例として、他人の土地を通行する際の通行地役権などがイメージしやすいかと思います。申請地は、浦津公民館の近くに位置します田１筆、１０７５平方メートルの農地です。浦津〇〇番からの排水管を敷設するため隣接農地を利用するものです。

番号３４番の奈喜良について説明します。申請地は、丸合成実店の近くに位置します田１筆、１０４９平方メートルの農地です。受人宅に隣接する農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は８１アールです。

番号３５番の八幡について説明します。申請地は、五千石小学校の北に位置します、田３筆、５７９０平方メートルの農地です。親子間の贈与をしようとするものです。取得後の経営面積は変わらず６６３アールです。

３条許可案件は以上５件となります。詳細は議案および３条別紙のとおりです、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします

議長（田邊会長）

番号３１の両三柳から番号３２の両三柳について、担当委員さんから補足があればお願いします。

大縄農業委員

親族の関係ですので、特に問題ありません。私も隣の方の田んぼを借りていて、いつも見ているので大丈夫です。

議長（田邊会長）

続きまして番号３３の浦津について、担当委員さんから補足があればお願いします。

能登路推進委員

先程事務局から説明があったとおりですが、浦津〇〇番の排水管を敷設するものです。無償と聞いています。なおこの農地は、毎年耕作されております。地役権設定後も農地として使用される事には支障ありませんので問題無いと考えます。

議長（田邊会長）

続きまして番号３４の奈喜良について、担当委員さんから補足があればお願いします。

岩佐農業委員

それでは３４番の議案について補足します。７月２５日に岩佐農業委員、小林正美推進委員で現地確認をしました。場所は今言われたように県道米子広瀬線沿いにあります。今年はその土地には何も作ってありませんが、草刈りがきちんとされ管理がされています。許可については問題無いと思われます。

議長（田邊会長）

続きまして番号３５の八幡について、担当委員さんから補足があればお願いします。

生田農業委員

７月２８日に現地調査しました。説明のと通りの親子間贈与であり、現在も耕作は続いています。そういう事で問題無いと思っています。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可と決定します。

続きまして、5ページ議案第2号をお願いします。農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。それでは6ページ番号2の淀江町佐陀について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

長澤推進委員

2番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。画面をご覧ください。転用目的は共同住宅です。8月1日に富田農業委員、長澤推進委員で現地確認を行いました。造成計画は20から30センチの盛土造成を行います。擁壁として、隣接境界にコンクリートブロック20センチのもの4段とフェンスを設置します。雨水は既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水は公共下水へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、自治会長の同意を確認しています。実行組合、土地改良区は該当ありません。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2つ以上の教育施設、公共施設等がある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、7ページをお願いします。議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。それでは、8ページ番号42の和田町について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

米澤推進委員

42番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。画面をご覧ください。転用目的は一般住宅です。7月29日に井田農業委員、米澤推進委員で現地確認を行いました。地目は畑で558平方メートルのうち217.3平方メートルを転用するもので、あと2回ほど転用が出るという事を聞いています。造成計画は最大30センチの盛土造成を行います。擁壁として、隣地境界にL型擁壁100センチを設置します。雨水は、既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水は、合併浄化槽から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書、仮登記名義人の同意を確認しています。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思います。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号43の夜見町について、審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

竹中農業委員

43番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所は夜見町に流れます大水落川の川沿いになって日本海に通じる河口付近という所です。航空写真のとおり申請地は許可なく砕石が敷かれ駐車場として使用されていました。違反転用状態でしたので、こちらから指導する前に自主的に砕石を剥がされ、正式に転用申請が出されたものです。5月27日に竹中農業委員、西村推進委員と事務局で現地確認を行い、農地として復元されていると判断しました。転用目的は駐車場及び資材置場です。7月31日に竹中農業委員、西村推進委員と再び現地確認を行い、5月に確認した状態でそのまま維持されているという確認をしています。造成計画は、最大120センチの盛土造成を行います。雨水は地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しています。隣接農地は該当ありません。農地区分は、住宅用、公共施設等が連たんする区域内にある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、9ページ番号44の河崎から番号45の河崎について一括して審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

山中推進委員

44番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。画面をご覧ください。転用目的は、JR 境線の河崎口駅の改修工事用

進入路の一時転用です。8月5日に大縄農業委員、山中推進委員と現地確認を行いました。造成計画は盛土はせず整地して利用します。擁壁として隣地境界にプラスチック柵90センチを設置します。雨水は、地下浸透及び自然流下後既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しています。農地区分は300メートル以内に駅、市町村役場、インターチェンジ等の施設がある農地で第3種農地に該当します。転用について問題はないと思います。

45番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。画面をご覧ください。転用目的は、駐車場及び資材置場を計画したものです。8月5日に大縄農業委員、山中推進委員と現地確認を行いました。造成計画は、最大100センチの盛土造成を行います。擁壁として、隣地境界にL型擁壁100センチを設置します。雨水の排水は浸透枡を設置する計画で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しています。農地区分は、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、10ページ番号46の高島について審議します。

これは私から説明します。46番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。画面をご覧ください。転用目的は既存施設の拡張で車輛置場です。7月30日に田邊農業委員、森中推進委員と現地確認を行いました。造成計画は、最大150センチの盛土造成を行います。擁壁として、西側の隣地境界にL型擁壁150から180センチを設置します。北側と南側に土羽打ちをします。雨水の排水は地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、農道通行に係る同意、箕蚊屋土地改良区の意見書を確認しています。なお、一部の隣接耕作者の同意が取れていませんが、これについて、所有者の所在不明により同意が得られない旨の理由書が添付されていました事を報告します。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地であり、第2種農地に

該当します。転用については特に問題ないと思われます。

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号４７の尾高について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

中本農業委員

４７番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。画面をご覧ください。転用目的は、駐車場と家庭菜園です。市道尾高岡成赤松線を挟んだ向かいに、同じく譲受人により購入予定の中古住宅があり、その住宅の敷地には車を置く場所が無いということで、この度の申請地を駐車場、奥側のほうで家庭菜園をするという事です。今回の申請地は土地の形状がかなり悪く、道路側が坂になっています。進入路の幅員が狭く、車を止める事が出来ませんので図面のように奥の方に駐車場を、前の進入路を通して、ちょうど袋小路のようになっています。前の方は進入路、奥の方を駐車場で大体家族が２、３台で、お客さんの方が２台ほど置くという格好です。基本的には奥を家庭菜園という事で、駐車場にしては面積が広いのではと思いましたが、そういった状況がありますので仕方無いのかなと。

８月６日に中本農業委員、尾坂推進委員と現地を確認しています。造成計画は最大５０センチの盛土造成を行います。雨水は、自然流下後、農業用用水路へ流す計画で問題ありません。汚水の発生はありません。このあたりの水路は水利組合が管理しており、水利組合の排水同意を確認しています。隣接農地はありません。土地改良区は該当ありません。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち２種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で５００メートル以内に２つ以上の教育施設、公共施設等がある農地であり第３種農地に該当します。転用について問題はないと思われます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、11ページ、議案第4号をお願いします。農地法第30条に基づく利用状況調査に係る非農地の認定について、別表の土地について、農地法の運用についての第3の1の（3）のウの規定により議決を求めます。事務局から説明してください。

事務局（宅和事務局長）

議案第4号の非農地認定議案について説明します。机の上に、資料として航空写真を置いていますので、ご参照ください。それでは、番号1から番号45まで一括して説明します。お手元の資料の1枚目、2枚目は詳細図の区画割りを示した全体図です。3枚目以降の番号1から6までが該当地を示したものとなっています。写真で見ていただいてもおわかりいただけると思いますが、現況も全て山林又は原野の様相を呈しています。非農地として判断するのが適当ではないかと考えますのでご審議お願いいたします。

議長（田邊会長）

地元委員さんから補足があれば願います。

田中推進委員

12ページ1番から22番の淀江町地内についてですが、先程もありましたとおり写真をご覧いただいたら一目瞭然だと思いますけど、現地は山林あるいは原野という状況ですので、非農地としての判断で全く問題は無いと思います。

中本農業委員

続きまして、番号２３から４５の岡成の関係ですけれども、この案件は写真を見ていただいておりますけれども、ほとんど現地は山林又は原野の状況です。そういった事で、非農地で判断して問題無いと思われます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、非農地と決定とします。

続いて、１４ページ、議案第５号をお願いします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した、農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、決定を求めます。それでは、利用権設定各筆明細について、１７ページ番号８－１から１８ページ番号８－６までを一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

利用権設定各筆明細について説明します。議案のカッコ書きは利用権設定の新規、再設定の別と耕作面積を記載しています。

１７ページ番号８－１から番号８－２は再設定です。番号８－３から１８ページ番号１８－６は新規設定です。番号８－２は、利用権設定を受ける者が農地所有適格法人ではないため農地を適切に利用していない場合は契約を解除する等の条件が付されています。

以上、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続きまして、21ページ、農地中間管理権を取得する場合について、番号8－1から28ページ番号8－33までを一括して審議いたします。事務局から一括して説明してください。

事務局（妹尾係長）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得についてご説明いたします。21ページ番号8－1から28ページ番号8－33まで、番号欄鍵括弧に中間管理権取得理由が記載してあります。今月の設定分の合計で、Aは地権者の意向によるもので29件、Bは相対の契約から中間管理事業への切替で2件、Cは合理化事業から中間管理事業への切替で0件、Dは期間満了による更新で2件です。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、31ページ、議案第6号をお願いします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。それでは、32ページ番号1から38ページ番号22までを一括審議します。番号21は関係者の田中

委員は議事に参与できません。番号２２は関係者の関本委員は議事に参与できません。事務局から一括して説明してください。

事務局（妹尾係長）

議案のカッコ書きは耕作面積を記載しています。今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由を説明します。３２ページ番号１から３８ページ番号２２近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。３３ページ番号４は新規就農者で、初めての配分です。選定理由は以上です。ご審議よろしくお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

はじめに３２ページ番号１から３８ページ番号２０について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて、番号２１について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて、番号２２について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続きまして、４１ページ、議案第７号をお願いします。米子市農業委員会規則の一部改正について、事務局から説明してください。

事務局（日浦事務局長補佐）

米子市農業委員会規則の一部の改正について説明します。改正点は２点です。４６ページの米子市農業委員会規則第１１条２項をご覧ください。

ださい。これは農地法の改正によりまして、市街化区域の農地転用届出の根拠法令の号数が変更になったものです。続きまして、48ページの米子市農業委員会規則第23条をご覧ください。これは、いわゆる電子申請に関するものでして、取り扱いを市長部局と同様にするというものです。電子申請として取り扱うものについては、県内の動きに注視しながら、事務局で検討を進めています。説明は以上です。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、米子市農業委員会規則の一部改正について原案のとおり決定とします。

続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（日浦事務局長補佐）

報告いたします。

50ページの農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、2件を受理しています。

次に、51ページから52ページの農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、7件を受理しています。

次に、53ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について2件を受理しています。

次に、54ページから55ページの農地現況証明について、8件を証明しています。

次に、56ページの地目変更登記に係る照会に対する回答について、鳥取地方法務局米子支部に対して1件を回答しています。

次に、57ページの農地転用現況確認書交付について、4件を交付しています。

次に、58ページの公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について、2件報告を受けています。

報告は以上です。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

本日、予定していました審議は以上のとおりですが、議題などの追加はありませんか。

事務局から連絡事項をお願いします。

事務局（日浦事務局長補佐）

9月定例総会につきましては、9月10日（金）米子市役所401会議室での開催予定としております。

次に、8月の農地相談は、中止とさせていただいております。

また、9月以降の農地相談につきましては、情勢を見極めながら今後判断してまいりたいと思います。

次に、8月分の活動実績報告書ですが、9月6日（月）までにご提出いただけますと助かります。

私からは以上です。

議長（田邊会長）

他にありませんか。

そういたしますと、これを持ちまして、第5回農業委員会総会を終了します。

閉　　会　　午後2時15分

以上会議の次第を記載し、その相違ない事を証するため署名押印する。

議長（田邊会長）

議事録署名委員

議事録署名委員